平成２４年（フ）第４８号
茨城県水戸市柳町１丁目６番25号
債務者　木村　孝子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６４号
茨城県ひたちなか市外野２丁目15番16号　サンシティふたば102号、旧住所茨城県笠間市鯉淵6529番地31
債務者　阿部　秀樹
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野281番地
債務者　市川　正行
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
群馬県みどり市笠懸町鹿3932番地７　フレグランスコスモⅡ101号
債務者　樋下田武彦（旧姓井田）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２７号
千葉県茂原市南吉田1998番地15
債務者　阿部　　香
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
千葉県茂原市法目2774番地26
債務者　村松　吉増
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
千葉県茂原市法目2774番地26
債務者　村松百里枝
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
石川県かほく市森カ１番地３　ＫＡＵＲＩハイツ304号、従前の住所石川県小松市串町南297番地
債務者　東　　貴範
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
金沢市中村町21番13号　第11中正荘120号
債務者　池端　啓子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
石川県鹿島郡中能登町高畠ラ部３番地
債務者　中村　正明
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３号
石川県七尾市和倉町６部６番地２　ホクリクレステート和倉501
債務者　久田　栄次
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４号
岐阜県関市武芸川町小知野222番地２　武芸川小知野住宅Ｂ棟６号室
債務者　長井　美絵（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
愛知県春日井市中野町２丁目12番地１　サンシャトー春日井304号
債務者　坂本　百香（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４４号
名古屋市守山区森宮町263番地　山下住宅407号
債務者　髙木　文子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９６号
愛知県春日井市牛山町2791番地11
債務者　西建築こと　西　　正博
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
三重県名張市百合が丘西２番町139番地、前住所大阪市東淀川区柴島２丁目10番23号　コンフォートハイム203号
債務者　樽美　賀彦
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4892番地１
債務者　平見みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所熊野支部